

八王子市商店街防犯設備整備事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、八王子市商店街防犯設備整備事業補助金について、補助金の交付の  
手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下規則という。）第5条に基づ  
き、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 この要綱は、市内の商店街が防犯設備を整備し、その区域における防犯対策の向  
上を図ることを市が支援し、もって市内の安全・安心でやさしいまちづくりの実現に寄与  
することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、市長が商店街と認めるもの。

(f)当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して  
その事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(g)社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(h)当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路を包含していること。

(2) 「防犯設備」とは、一定の区域における犯罪の抑止又は犯罪被害の予防に資するた  
めに固定して設置される、防犯カメラ等の機器をいう。当該「防犯設備」は、不特  
定多数の者の用に供せられる目的で設置されるものとし、専ら特定の私有財産又は  
公有財産の保護・管理等に供せられるものは除く。

(管理と運用)

第4条 この要綱において、防犯設備を設置する商店街は次に定めるところの義務を負う。

(1) 商店街は管理責任者や管理方法について、構成員間で合意形成を図り、設置された  
設備の管理を適切に行うこと。

(2) 商店街は防犯設備を設置したことによる防犯活動を5年間継続しなければならない。  
ただし、特に市長が認めた場合はのぞく。

(3) 商店街は、市の「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」により運用に  
係る基準を定め、プライバシー等に配慮し、特段の定めのない場合は、次に掲げる  
事項の全てを実施し運用しなければならない

ア 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

イ 映像又は音声の記録（以下「記録」という。）については、個人情報として扱い  
プライバシー保護のため、無線によるシステム構築の際、容易に他者が情報を傍受  
できないものとするなど、厳正な管理を行うこと。

ウ 記録の保管期間は、1週間程度とすること。

エ 記録の閲覧は、要綱第2条で定める防犯カメラ設置の目的に照らして適切と認め  
られる場合等に限ること。

オ 外部に記録を提供し、又は閲覧させるときは、法令等に基づくとき又は捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けたとき等に限ること。

カ 記録に私有地の映像が含まれる場合は、あらかじめ当該私有地の所有者、管理者、使用者又は占有者の承諾を受けること。

キ 次に掲げる事項を書面で定め、常時開示できる状態で保管すること。

(ア 管理責任者及びその責務

(イ 防犯カメラの設置場所

(ウ 防犯カメラの設置の周知方法

(エ 記録の保管期間、保管方法及び廃棄方法

(オ 記録の閲覧が可能な者

(カ 記録の閲覧方法

(キ 記録の外部提供の方法

(補助金の交付対象)

第5条 八王子市商店街防犯設備整備事業補助金（以下「補助金」という。）、東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金交付要綱（以下「都要綱」という。）に掲げる要件を備えた事業（以下「補助事業」という。）を行うために商店街が必要とする経費のうち、補助対象経費（別表に掲げるもの）であつて、市長が必要かつ適当と認めたものについて、予算の範囲内において、商店街に交付するものとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、新規の場合、補助対象経費の6分の5以内で250万円を限度とし、更新の場合は補助対象経費の3分の2以内で200万円を限度とし、千円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(市長との事前協議)

第7条 補助金を受けようとする商店街は、事前に市長と十分な協議をしなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 商店街は、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による補助金交付申請書に、必要な書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 事業の全部又は一部を専門業者に請け負わせ又は委託する場合、経費が100万円を超えるときは、原則として3社以上の業者から見積書を徴取し、添付すること。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、第2号様式による交付決定通知書により、商店街に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付決定の額は、補助金の交付申請額又は第6条の規定により算出する額のうち、いずれか低い額とする。

(申請の取下げ)

第10条 商店街は、前条の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取下げようとするときは、決定の通知を受けたときから7日以内に、第3号様

式による辞退届を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取下げようとするときは、遅滞なく第3号様式による辞退届を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 商店街は、第9条の補助金の交付決定を受けたときは、第4号様式による概算払請求書を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の請求を受けた場合、補助対象事業の円滑な遂行に必要があると認めるときは、商店街に対し補助金の概算払をすることができる。

(事故報告)

第12条 商店街は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに第5号様式による事故報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第13条 商店街は、次に掲げる場合には、あらかじめ第6号様式による変更(中止)承認申請書に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の名称、実施期間、事業内容又は事業経費を変更するとき。

(2) 補助事業を中止するとき。

2 市長は、前項の承認をする場合には、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、第1項の変更承認申請書が提出された場合には、その内容を審査し、適正と認めるときは、商店街に対して、第7号様式により変更を承認する旨通知するものとする。

(実績報告)

第14条 商店街は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定の日の属する会計年度が終了したときは、必要な書類等を添えて、速やかに第8号様式による実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第9号様式による確定通知書により、商店街に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき補助金の額は、第6条の規定により算出した額(1千円未満の端数は切り捨て)又は第7条の規定により決定した額のうち、いずれか低い額とする。

(補助金の支払等)

第16条 市長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、当該補助金を支払うものとする。ただし、第11条の規定により概算払いを受けている場合は、確定額と既支払額との差額を支払うものとする。

2 商店街は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第10号様式による補助金請求書を市長に提出しなければならない。

3 概算払いを受けた商店街は、前条の規定による補助金の確定通知書を受領した後、第11号様式による補助金精算書により、速やかに補助金を精算しなければならない。

(決定の取消し)

第 17 条 市長は、商店街が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 補助対象経費により取得した財産が、正当な理由なく機能を停止した状態にあるとき。
- (5) 補助事業が補助金の交付決定の日の属する会計年度内に完了することができずと見込まれるとき又はその遂行が困難となったとき。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に商店街に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の経理等)

第 19 条 商店街は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助金の交付を決定する場合に付すべき条件)

第 20 条 市長は、商店街に補助金を交付するときは、次の条件を付さなければならない。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、台帳を設けるなど常にその管理状況を明らかにできるように努めること。
- (2) 取得財産等については、補助事業が完了した後も、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運営を図ること。
- (3) 取得財産等を破損するなど、防犯の用に供することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告すること。
- (4) 取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- (5) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市長に返還すること。
- (6) 補助事業を終了した後、市長から要求のあったときは、補助対象となった設備の現況について報告しなければならない。報告義務を負う期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間とすること。

(取得財産等の管理及び処分)

第 21 条 商店街は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）別表第一」による耐用年数の経過した日までに前条第 4 号の規定により承認を受けようとする場合は、取得財産のうち、取得価格が 50 万円以上のものについては、あらかじめ第 1 2 号様式による取得財産等処分承認申請書を市長に提出し、その承認を受

けなければならない。

2 市長は、前項の取得財産等処分承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、商店街に対して、第13号様式による取得財産の処分を承認する旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をした商店街に対し、前条第5号の規定により収入のあるものについて、交付した補助金の全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(検査)

第22条 商店街は、市長が職員をして補助事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合又は補助事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第23条 市長は、第18条の規定により補助金の返還を命じたときは、商店街が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を市に納付させなければならない。

2 補助金の返還を命じた場合において、商店街が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第24条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるとときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、商店街の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第25条 第23条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

第26条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の商店街の措置については、市長が指示するところによる。

(委任)

第27条 この要綱の実施に関し必要な手続き及び文書の様式については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 補助対象経費等

対象経費	補助率	補助限度額
<p>(1) 防犯カメラ（モニター・録画装置等を含む。）、防犯灯、防犯ベル、車両侵入防止装置、防犯情報等の発信や注意喚起等を行う電子掲示板その他犯罪の抑止に資すると認められる設備の整備（購入、賃借、取付等）に係る経費</p> <p>(2) (1) の設備の更新（購入、賃借、取付、撤去等）に係る経費であって、事業の完了した日の属する会計年度終了後、別途定める年数を経過し、かつ次に掲げる条件を全て満たすもの</p> <p>ア整備後の防犯活動が継続的に行われていること。</p> <p>イモニター・録画装置等の付属設備のみの整備に係る経費ではないこと。</p> <p>ウ設備の修理、保守等機器類の維持管理が適切に行われていること。</p> <p>エ通常の修繕では設備としての機能を維持することが困難な状態にあること。</p> <p>※ 賃借の場合は、設置初年度分の賃借に係る経費を対象とする。</p> <p>(3) 「補助対象経費」について</p> <p>ア街頭における防犯対策の向上に資すると認められる設備及び設備の設置に係る経費を対象とする。</p> <p>イ道路以外の公の施設や私有地における防犯対策のように、専らその設置管理者又は所有者の責任において講じるべきものについては、対象としない。</p> <p>ウ防犯設備等の設置整備に当たっては、管轄警察署や専門家等に相談し、その意見等に留意すること。</p> <p>(4) 「市長が必要かつ適当と認めたもの」とは、次に掲げる経費をいう。</p> <p>ア領収書、請求書、内訳書、納品書、契約書、引渡し書、口座振込依頼書等の書類により確認できる経費</p> <p>イ預金通帳、現金出納簿、備品台帳、固定資産台帳等の帳簿類により確認できる経費</p>	<p>新規の場合 6分の5以内</p> <p>更新の場合 3分の2以内</p> <p>ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>1 事業あたり</p> <p>新規の場合、250 万円</p> <p>更新の場合、200万円</p> <p>※ 防犯カメラを整備する事業については、総事業費に占める防犯カメラ 1 台あたりの整備費用に関して、60 万円を限度に補助する。ただし、防犯カメラ以外の設備（撮影機能を有さない防犯カメラも含む。）の整備費用は計算対象外とする。</p>

(5) (2) の別途定める耐用年数とは  
ア防犯カメラについて  
7年 ただし、やむを得ない事情により更新の必要性があると都が認める場合はこの限りでない。  
イ防犯カメラ以外の設備について  
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）別表第一」による耐用年数